

平成28年度 第8回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成28年11月24日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第7回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第29号 宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第30号 宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会設置要綱（案）について
- 日程第6 議案第31号 宮古島市立図書館障がい者サービス実施要綱（案）について
- 日程第7 議案第32号 平成27年度教育事務事業点検評価報告書について
- 日程第8 その他

議案第29号

宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年11月24日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成28年8月に平良学校給食共同調理場の民間委託に伴い、調理業務等の委託内容が円滑に実施されているかのモニタリングや児童、生徒及び教職員に対するアンケートの調査等を実施し、その内容の評価を行うため、本案を提出します。

別 紙

宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則

宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会規則（平成17年教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（任務）

第3条 運営委員会は、宮古島市立学校給食共同調理場の運営に関し、次に掲げる事項を審議し、教育委員会に報告する。

(1) 学校給食費の予算・決算に関すること。

(2) 学校給食費の改定に関すること。

(3) 学校給食共同調理場調理業務の評価に関すること。

2 運営委員会は、教育長の諮問に応じ必要な事項を審議し、答申し、又は意見を具申する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

議案第30号

宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会設置要綱（案）について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年11月24日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成32年度を目途に、城辺調理場、上野調理場及び下地調理場の3調理場を統合し、調理業務民間委託の推進を図る内部検討委員会を設置する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画策定にあたって、検討を行うため、宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会（以下『委員会』という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、宮古島市立学校給食共同調理場の現状と課題を検討し、基本理念や基本方針、施設整備、防災等、将来の本市学校給食共同調理場が目指す実現に向けて、庁内の機関として各課から構成メンバーで協議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、財政課長、行財政改革係長、建設課長、教育総務課長、学校教育課長、城辺共同調理場栄養士、上野共同調理場栄養士、下地共同調理場栄養士及び平良学校給食共同調理場長の職の者をもって充てる。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長とする。

2 会議は、委員長を含めた委員3分の2以上の出席がなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要と認めたときは、事案に関する者を委員会に出席させ、説明又は、意見を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部平良学校給食共同調理場において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会の審議が終了すると同時に廃止する。

議案第31号

宮古島市立図書館障がい者サービス実施要綱（案）について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年11月24日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立図書館障がい者サービス実施要綱が必要であるため本案を提出します。

宮古島市立図書館障がい者サービス実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、宮古島市立図書館（以下「図書館」という。）が図書館利用に障がいのある人々（以下「障がい者」という。）へのサービス（以下「障がい者サービス」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（利用者）

第2条 障がい者サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に在住又は在勤の障害者手帳の交付を受けている者及び図書館長（以下「館長」という。）が適当と認めた者とする。

2 利用を希望するものは、宮古島市立図書館運営規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第33号。以下「規則」という。）第11条に規定する利用カードの交付を受けた上で、障がい者サービス利用登録申込書（別記様式）を提出しなければならない。

（障がい者サービスの種類）

第3条 図書館が提供する障がい者サービスの種類は、次のとおりとする。

- (1) 録音図書、点字図書、大活字本等の障がい者用資料又はそのデータ（以下「録音図書等」という。）の館内利用及び貸出 図書館が所蔵する録音図書等及びオンラインネットワーク上データベースや他の図書館等から借り受けた録音図書等を館内で利用させ、希望する場合は貸し出すこと。貸出点数は、1人10点を限度とする。貸出期間は、30日間とする。
- (2) 機器の利用提供 利用者に、図書館内に備えたパソコン等を利用させること。オンラインネットワーク上データベースから、データをダウンロードして利用する際の操作は職員が行う。
- (3) 録音図書等の複製 著作権法等の関係法令で許容される範囲において録音図書等の複製物を提供すること。複製物を書き込む媒体は、利用者が持参若しくは事前に図書館に郵送することとし、複製は職員が行う。
- (4) 宅配及び郵送による貸出 身体障がい者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者、その他日常生活に困難をきたす者及び館長が必要と認める者に対し、郵送又は自宅配送により録音図書等を貸し出すこと。

(予約)

第4条 前条各号のサービスを受けようとする者は、あらかじめ電話、ファクシミリ、電子メール、郵送又は直接来館により予約しなければならない。

(利用手続きの特例)

第5条 前3条の手続きのうち、利用登録、貸出及び予約は、代理者の申込みを認めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(別記様式)

宮古島市立図書館長 殿

障がい者サービス利用登録申込書

申込年月日 年 月 日

次のとおり申請します。

氏名
氏名 (カナ)
生年月日
住所
電話番号
申請理由
FAX 番号 (FAX での連絡を希望される方はご記入下さい。)
電子メールアドレス (電子メールでの連絡を希望される方はご記入下さい。)

※ここから下は記入しないで下さい。

利用者コード		証明書類 (本人確認)	
郵送貸出	可 ・ 不可	証明書類 (障がい確認)	

	館長	補佐	係長	係
決裁				

議案第32号

平成27年度教育事務事業点検評価報告書について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年11月24日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第14号の規定により作成する必要があるため、本案を提出します。